

今後の中学校休日部活動の考え方の見直しについて

1 これまでの対応状況

本市ではこれまで、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、教職員の働き方改革にもつながるようにするため、教職員の立場での中学校の休日部活動の指導は令和8年3月までに廃止し、翌4月からは、引き続き活動を希望する教職員や地域の皆さんによる「地域連携」方式で実施することに向け、準備を進めてきました。

しかし、その後の国の動向や、民間企業との実証実験の成果等を踏まえ、この考え方を、大きく見直す必要が生じてきました。

(1) 国の動向

ア 教職員の働き方改革の更なる加速化を目指すため、いわゆる「給特法」が改正され、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する目標が規定されました。

イ 部活動改革に関する新たなガイドラインが策定され、部活動を地域クラブ活動とする「地域展開」の全国実施のほか、安定的・継続的に取組が進められるような受益者負担と公的負担のバランスや、関連経費の財政支援等が改めて示されました。

(2) 東邦ガス株式会社との実証実験

令和7年2月からの実証実験では、企業人材による実践的な指導により、生徒や保護者からは、信頼面において高い評価を得ることができた等、一定の成果が得られましたが、指導者の発掘・マッチング・配置における困難さ等の課題が確認されました。

(3) 地元企業との連携

地元企業から活動への協力をいただくことができました。また、指導者のほか、活動をサポートするボランティアによる参画の提案もいただきました。

(4) 中学校合同クラブチームによる試行的運営

合同クラブチームの運営を、三中学校のバスケットボール部を対象として試行的に実施しました。その結果、平日の部活動との差別化や、参加人数が多くなったときの活動内容のほか、大会への参加の可能性等、整理すべき懸念事項が確認されましたが、市域の狭い本市の特性を生かした、三中学校の合同による活動についての可能性が見出されました。

(5) 民間企業による試行的運営

民間企業の運営によるダンスクラブを試行的に新設しました。その結果、三中学校から16名の生徒が参加し、概ね好評でした。また、受益者負担として5,000円の参加費を徴収しましたが、ご理解を得ることができましたが、参加者への連絡方法や会場となる施設の施錠等といった課題が確認されました。

(6) 県内の先進自治体での取組

先進的な取組の視察等を実施した結果、多くの業務への対応が必要であることが判明しました。このため、運営にあたっては、ICTシステムの活用や業務の委託化を含めた市教育委員会の関与が必要であることが、改めて確認されました。

2 今後の中学校休日部活動の考え方

上記1の内容を踏まえ、顧問部活動に関わってきた教職員の意見を丁寧に伺いながら、学校との調整を進めた結果、今後の中学校休日部活動の考え方を、次のとおり見直すこととしました。

(1) 見直し前の考え方

- 1 中学校の休日部活動における学校教職員の立場での指導を令和8年3月に廃止し、引き続き、活動を希望する場合、令和8年4月から「部活動の地域連携」を実施します。
- 2 「部活動の地域連携」の実施に向け、適正な部活動の運営と指導方針を見直します。

(2) 見直し後の考え方

- 1 休日の活動を「部活動（教職員の職務）」に位置づけたままでは、教職員の勤務時間の管理や兼職兼業に関する整理が困難なため、活動の性質を明確に区分する必要があります。このため、3年生の大会等参加状況を踏まえ、原則※令和8年8月をもって中学校の休日部活動を廃止し、9月から「地域クラブ活動による地域展開」を、指導の体制等が構築された種目から順次実施します。
※ 9月以降の大会等に参加する種目によっては、当該大会等終了後とします。
- 2 地域クラブ活動の運営主体は、当面の間、市教育委員会が主体となった組織とします。なお、今後地域の多様な主体が運営主体となることも想定し、認定手続き等の必要な仕組みを、国の要件等に基づき構築します。
- 3 市域の狭い本市の特性を生かし、「学校単位」ではなく「市単位」とし、1種目1クラブとし、安定的に指導者を確保できるように、また継続した取組となるようにします。ただし、種目の特性や参加者数が多い等の事情がある場合は、学校単位数を上限とする等、柔軟に対応します。
- 4 活動の維持・運営に必要な範囲で、受益者に参加費を負担していただき、安定的・継続的に取組が進められるようにします。

【参考】 「地域連携」と「地域展開」の違い（イメージ）

| 種類 | 現行 | 見直し前 【地域連携】 | 見直し後 【地域展開】 |
|------|------------------|------------------|---------------------|
| 位置付け | 部活動 | 部活動 | 地域クラブ |
| 主体 | 学校 | 学校 | 市教育委員会が主体となった組織 |
| 指導者 | 教職員、部活動指導員、外部指導者 | 部活動指導員 | 地域の指導者(兼職兼業の教職員を含む) |
| 参加者 | 校区内の生徒 | 校区制限なし | 校区制限なし |
| 活動場所 | 主に通学する学校 | 学校施設、地域の施設 | 学校施設、地域の施設 |
| 費用負担 | なし | なし | あり |
| 保険 | 日本スポーツ振興センター災害共済 | 日本スポーツ振興センター災害共済 | 民間の保険 |

※ 地域クラブとは（地域クラブの在り方）

競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とします。また、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものとします。

さらに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出します。

3 「地域展開」に向けた主な対応事項

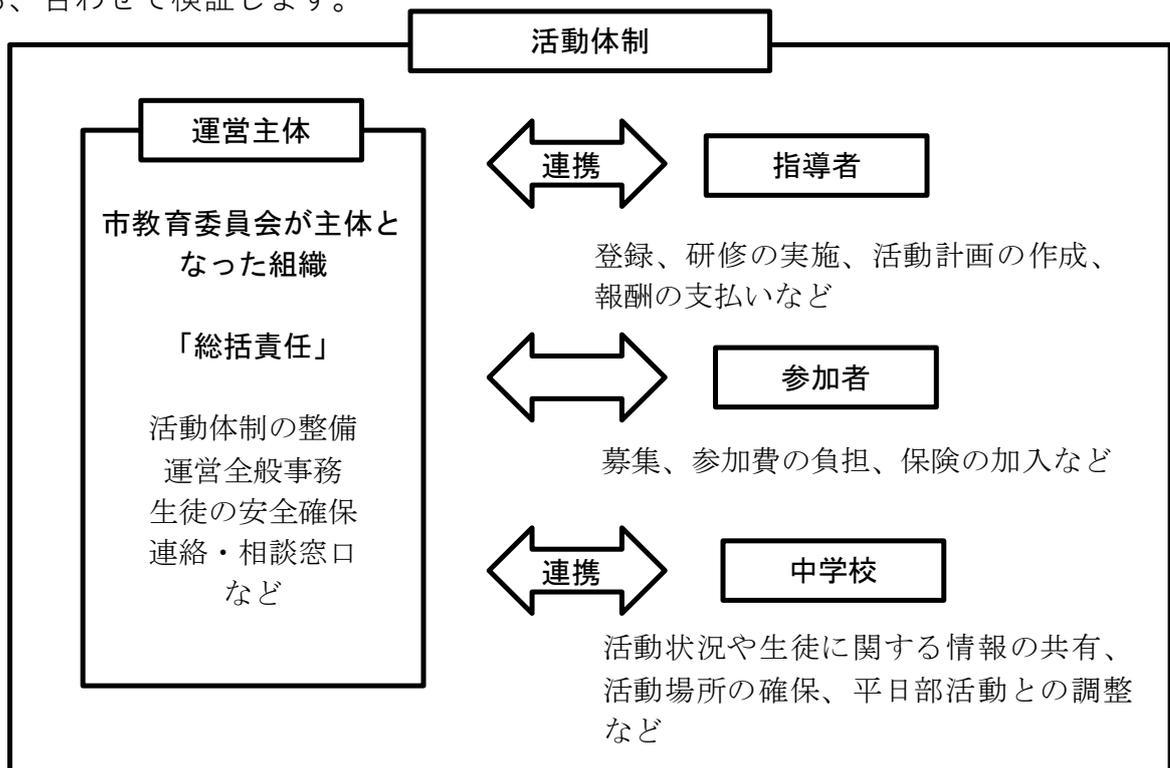
(1) 地域クラブの運営

スポーツや文化芸術活動に親しむ機会が、将来にわたって継続的に確保・充実され、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備するため、次の対応を進めます。

ア 当面の間、市教育委員会が主体となった組織で運営し、学校や指導者、参加者との調整が円滑にできる体制を整備します。

イ 地域や学校、企業、大学等との連携を図り、運営に関するサポート体制を構築します。

ウ 市教育委員会が総括責任を担うことによって、多くの業務への対応が必要となるため、先進自治体の取組を参考に、ICTシステムの活用や業務の委託化についても、合わせて検証します。



エ 民間のクラブチームを含む地域の多様な主体が、運営主体となることも想定し、認定手続き等の必要な仕組みを、国の要件等に基づき構築します。

(2) 指導の体制

ア 兼職兼業の教職員を含む、協力を得られる地域の指導者が指導を行います。また、活動をサポートするボランティアの協力を受け入れます。

なお、働き方改革の推進のため、兼業兼職の教職員については、原則、地域クラブ活動の従事時間についても時間外在校等時間に含めるものとします。

- イ 安定的に指導者が確保できるように、多様な人材の発掘・マッチング・配置が行なえる仕組みづくりを構築します。
- ウ 指導者については、面接による審査を経て選定します。
- エ 独自に作成した「研修プログラム」を活用して指導者研修を実施し、適切な指導や安全安心の確保を図るとともに、生徒や平日の部活動顧問と指導員との間のコミュニケーションの活性化を図ります。
- オ 種目や参加者数等を踏まえ、原則、指導者2名以上での体制を整え、適切な指導や事故対応のほか、活動計画の作成が行なえるようにします。
- カ 報酬については、先進自治体の状況を参考に、時間2,000円程度とし、上限は1日あたり8,000円程度とすることを予定します。

※ 兼業兼職とは

地方公務員である公立学校の教職員は、当該教職員が希望する場合であって、地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合には、兼業兼職を行うことが可能です。

兼職とは、地方公共団体若しくは国から委嘱を受けて、教育に関する非常勤の職員や委員に就くこと、兼業とは、報酬をもらって何らかの事業に従事したり、営利目的の事業を営んだりすることです。

(3) 参加費の負担

- ア 安定的・継続的に取組が進められるように、活動の維持・運営に必要な範囲で、参加費を負担していただきます。
- イ 参加費は、国が示す指導員の報酬等の運営経費の目安を踏まえ、月3,000円程度を予定します。なお、必要に応じて、別途経費が必要となることも想定します。
- ウ 活動日の違いや欠席時の対応等の詳細な取扱いについては、先進自治体の状況を参考にしながら改めて整理します。
- エ 国の財政支援を踏まえ、経済的困窮世帯の生徒への支援制度を構築します。

(4) 活動の内容

- ア 活動場所は、原則、学校施設とします。
- イ 活動時間は、休日（土・日曜日、祝日）の午前、若しくは午後の3時間程度とします。
- ウ 活動種目は、現在の部活動の種目を基本とし、原則、学校単位ではなく、市単位として、1種目1クラブとする指導体制を整備します。
- エ 円滑な運営を図るため、当初は、指導を希望する兼業兼職の教職員や、部活動指導員のほか、外部指導者を中心とした体制で運営します。その後、教職員の意見を丁寧に伺いながら調整を進め、整備された種目から順次、活動を実施します。
- オ 試行的に実施した「ダンスクラブ」等の新たな種目への展開についても、生徒の意向を確認したうえで、先進自治体での取組等を参考にしながら検討します。

(5) 大会へ参加

大会規定が認める場合は、「地域クラブ」として参加可能とします。